

女性部ニュース

2016年7月12日発行

No. 75

発行責任者 三木 啓代
東京都新宿区上落合 2-28-7
落合高山ビル4F
電話 03-5338-8988
FAX 03-5338-8981

このニュースは主に都本部各単組執行部に向けて、組合活動への女性参画促進のため、都本部女性部の活動を報告しています。

第61回自治労女性部定期総会に臨む態度

8月20、21日栃木県宇都宮市にて、自治労本部女性部定期総会が行われます。以下は都本部女性部が方針で発言する骨子です。

今年は「女性の地位向上、男女平等の取り組み」に絞りました。理由は、総会発言は各県女性部の取り組みや女性が多い職場の闘いの報告が多く、それも大事なことですが、やはり真正面から女性の地位向上・男女平等を取り上げた発言をするべきだと考えたからです。

単組代表者会議にて意見をいただき、発言をまとめていきますので、ぜひご参加下さい。

女性の地位向上、男女平等の取り組み

本部方針に賛成する立場で、女性の地位向上と男女平等の取り組みとして、女性活躍推進法をどのように生かすかについて意見を述べ、討論に参加したい。

昨年、安全保障関連法案が成立した2015年夏の国会で、女性活躍推進法も成立した。

法律の周知も兼ねて、11月28日に東京都本部女性部第24回女性部定期総会にて、「安倍政権の『女性の活躍』と労働法制」と題して中野麻美弁護士の講演を行った。中野弁護士は、安倍政権の掲げる「女性の活躍」について、法や制度の解釈と今後の方向性、そして意識と非正規労働者の問題について話された。

また、総会の参加者アンケートにて「女性活躍推進法特別事業主行動計画の進捗状況」について尋ねた。結果は「組合が関与している」単組は約2割、一番多かったのは「状況がわからない」の57%だった。

その後3月9日に女性部単組代表者会議を開催し、再度各単組の進捗状況を聞いた。しかし、4月1日の施行まで1ヶ月を切った時点でも、組合関与は少数派、「よくわからない」が

2016年度第2回女性部単組代表委員会

日時 2016年8月2日(火)

場所 都本部会議室

議題 総会代議員の確認。総会発言の意見。常任委員の確認。

学習交流会「女性活躍推進法特定事業主行動計画について」

男女平等推進闘争に実施したアンケートの読み合わせをします。まだ提出していない単組は回答を早めをお願いします。

女性部単組代表者会議の出席者は登録制としています。今年から男性も可能としていますので、未登録の単組は選出をお願いします。

多数を占めていた。また、非正規の活躍が行動計画の目標に入っている単組はゼロだった。国のモデル通り作ると非正規の活躍は目標に入らなくなる。4月当初にほぼすべての自治体で行動計画が策定されていることを考えると、当局主体で進められたと行っていいだろう。

この間の都本部の取り組みは次の通り。5月23日に行われた国保労組学習会への講師派遣。6月23日の男女平等推進集会にて、NPO法人ファザーリングジャパン理事の高祖常子さんより講演「女性活躍推進法が言葉だけにならないために」をしていただいた。

男女平等推進闘争については、都本部は5月に前倒しで行い、同時に各単組の女性活躍推進法と次世代育成法の事業主行動計画についてアンケートを行った。

参院選でも東京選挙区では女性議員の少なさ(国会717議席中改選前83)を訴える候補者がいた。政策だけでなく組合活動も、女性比率が増えればWLB、セクハラ、非正規など運動の優先順位が変わるはず。組合活動にもっと女性の参画を。

2016男女平等推進集会に参加して

自治労では、男女平等推進を通年の課題として位置づけて取り組んでいます。都本部男女平等推進委員会では、昨年8月に成立し、今年4月に施行された「女性活躍推進法」をテーマに、6月14日に「男女平等推進集会」を開催しました。

開会にあたって、都本部男女平等推進委員会の野村都本部副委員長、宮本都本部中央執行委員長から挨拶がありました。また、参議院議員「あいはらくみこ」さんから、国会情勢報告があり、「安倍政権の考えている女性活躍推進法や同一価値労働同一賃金は、私たち労働者の考えと全く別。安保関連法や労働法制改悪などの暴走を止めるためにも、私たちの代表である自治労組織内議員が必要。」など力強い発言がありました。

その後、NPO法人ファザーリングジャパンの高祖常子（こうそときこ）さんより「多様な人材が生き生きと活躍できる社会の環境つくりに向けて」と題して基調講演がありました。高祖さんはファザーリングジャパンの理事を担い、マザーリングプロジェクトのリーダーとして、全国でロールモデルカフェ（これからママになるママやこれから働きたいママ、バリバリ働いているママなどいろんな立場にいるママたちが笑顔になれるために、大人の話ができる場）を開催しているそうです。他にも高祖さんの現状を聞いた後、「社会の現状や女性活躍法、子どもを育む子育て」について講演されました。

共働き家庭が増えているが、男性の家事・育児参加はまだまだ少なく、女性管理職も少ないのが現状。「それはなぜか？」ママたちにアンケートを実施し、働く理由や就労形態、管理職になりたくない理由などを数値で示し、女性活躍推進法やワークライフバランスの推進、労働生産性の向上と残業の軽減などには「具体的な数値を決めて動かないといけない」。それには上司が「イクボス」として職員のワークライフバランスやキャリア、組織の業績向上もしつつ、

自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司となることが理想である。指定都市市長会では「イクボス宣言」や「イクボス企業同盟」も設立されている。とはいいつつも、まだまだ妊娠・出産を理由に離職する女性が多く、マタハラの現状も報告されました。「女性職員から妊娠の報告があったら、どのように声をかけますか？何を確認しますか？」と会場に問いかけ、参加者の満点の答えに「さすが自治体職員ですね」と感心されていました。「相手を尊重し、会社にとって必要であること、育休後は復帰してもらいたいことなどを伝えることが重要」とのことでした。

また、女性活躍推進のためには、女性の働き方だけに焦点を当てず、長時間労働をやめて働き方を柔軟にすることなどが必要。そのためには、個人や組織全体の力をアップさせて時間の捻出をする。ただし、育児ばかり重視するのではなく、介護や地域活動、ボランティア活動なども対象にする必要がある。「子どもを育てること、パートナーと支え合うことは結果として仕事を頑張れる素地となる。子どもがいる社会は活性化する。子どもをポジティブに育てることで、納税者となり社会を支える存在になる。」と話されました。

最後に、「児童福祉法改正」のポイントとして「子どもが権利の主体であること。児童のしつけに際して必要な範囲を超えて児童を懲戒としてはならないことが明記」された。しかし、児童虐待相談件数は、88,931件（26年度）で5年前より2倍になってしまっている。

「ありがたい夫婦&家族をイメージしましょう。夫婦が、家庭が居心地良くなっていますか？」と投げかけて講演を終わりました。

